

官報

号外

昭和二十九年五月二十一日

○第十九回 参議院會議錄第四十九号

昭和二十九年五月二十一日(金曜日)午後二時三十二分開議

議事日程 第四十九号

昭和二十九年五月二十一日

午前十時開議

- 第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 外務省関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

- 第六 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第七 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第八 へき地教育振興法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第九 文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一〇 香川県高松市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一一 香川県多度津町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一二 鹿児島県志布志町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一三 鹿児島県末吉町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一四 茨城県高萩町の地域給に関する請願 (委員長報告)

- 第一五 香川県香西町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一六 岩手県前沢町の地域給に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一七 愛知県豊明村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一八 島根県掛合町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一九 大阪府河内長野市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇 静岡県藤岡町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二一 愛知県常滑市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二二 福島県日和田町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二三 福島県好間村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二四 岐阜県陶町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二五 茨城県相馬町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二六 高知県香美村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二七 鹿児島県上屋久村の地域給に関する請願 (委員長報告)

- 第二八 群馬県太田市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第三〇 太平洋水域における原爆実験阻止等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第三一 太平洋水域の原爆実験による損害賠償等の請願 (委員長報告)
- 第三二 ソ連、中共同地域の抑留同胞救出等に関する請願 (委員長報告)
- 第三三 海外抑留同胞引揚促進に関する請願(五件) (委員長報告)
- 第三四 駐留軍単独身兵舎建設反対に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第三五 米軍人による事故防止等に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 北海道大津村に駐留軍演習場設定反対の請願(二件) (委員長報告)
- 第三七 大阪市立大学杉本町校舎返還に関する請願 (委員長報告)
- 第三八 京都府若狭湾の軍事基地化反対等に関する請願 (委員長報告)
- 第三九 鹿児島県鹿屋市に米軍演習場設定反対の請願 (委員長報告)

- 第四〇 国連軍協定締結に伴う救済措置の請願 (委員長報告)
- 第四一 日中貿易協定承認に関する請願 (委員長報告)
- 第四二 海外移民送出に関する請願 (委員長報告)
- 第四三 社会保障の最低基準条約の批准に関する請願 (委員長報告)
- 第四四 消費者米価すえ置に関する請願(四件) (委員長報告)
- 第四五 消費者米価すえ置等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第四六 生産者米価引上げ等に関する請願 (委員長報告)
- 第四七 生産者米価引上げに関する請願 (委員長報告)
- 第四八 群馬県藤原ダム建設に伴う国有林払下げの請願 (委員長報告)
- 第四九 食糧自給促進法制定に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第五〇 配給米増配に関する請願 (委員長報告)
- 第五一 宮崎県葦原地区畑地かんがい事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第五二 岩手山ろく水田開発事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第五三 岩手県小友村地先公有水面干拓工事施行に関する請願 (委員長報告)

昭和二十九年五月二十一日 参議院會議錄第四十九号

- 第五四 農業共済制度の確立に關する請願 (委員長報告)
- 第五五 北海道上川地方の治山事業促進に關する請願 (委員長報告)
- 第五六 北海道檜山地方の治山事業施行に關する請願 (委員長報告)
- 第五七 北海道日高地方の治山事業促進に關する請願 (委員長報告)
- 第五八 北海道宗谷地方の治山事業施行に關する請願 (委員長報告)
- 第五九 岩手県九戸高原開拓道路開設に關する請願 (委員長報告)
- 第六〇 積雪寒冷地帯の農業振興に關する請願 (委員長報告)
- 第六一 未墾地買収反対に關する請願 (委員長報告)
- 第六二 岡山県児島灣干拓工事促進に關する請願 (委員長報告)
- 第六三 京都府綴喜郡西部地区の土地改良事業施行に關する請願 (委員長報告)
- 第六四 災害農家救済に關する請願 (委員長報告)
- 第六五 消費者米価等引上げ反対に關する請願 (委員長報告)
- 第六六 消費者米価等引上げ反対に關する請願 (委員長報告)
- 第六七 積雪寒冷地帯振興事業予算増額に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第六八 栃木県那須山ろくの集約酪農地域選定に關する請願 (委員長報告)
- 第六九 林道開設費國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第七〇 林道開設事業施行に關する請願 (委員長報告)
- 第七一 新潟県安野川農業水利事業に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第七二 岡山県秋芳川沿岸地盤沈下地帯対策事業施行に關する請願 (委員長報告)
- 第七三 保溫折衷苗代温床紙全額補助等に關する請願 (委員長報告)
- 第七四 耕地災害復旧事業費國庫補助増額等に關する請願 (委員長報告)
- 第七五 北海道頓別、仁達内西原野開發促進に關する請願 (委員長報告)
- 第七六 農林予算削減反対に關する請願 (委員長報告)
- 第七七 農業改良普及員増員等に關する請願 (五件) (委員長報告)
- 第七八 農産物価格安定法の予算に關する請願 (委員長報告)
- 第七九 農作物病害虫防除助成費増額に關する請願 (委員長報告)
- 第八〇 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の予算に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第八一 昭和二十八年産米減収加算額追加に關する請願 (委員長報告)
- 第八二 土地改良事業予算削減反対に關する請願 (委員長報告)
- 第八三 新潟県小栗田原地域のかんがい用水路開きく予備調査実施に關する請願 (委員長報告)
- 第八四 岩手県和賀西部用水改良事業促進に關する請願 (委員長報告)
- 第八五 農業施設復旧工事費國庫補助早期交付等に關する請願 (委員長報告)
- 第八六 農地局の災害復旧事業關係職員に關する請願 (委員長報告)
- 第八七 地方農地事務局事業所職員に關する請願 (委員長報告)
- 第八八 中小企業菓子製造業者の危機打開に關する請願 (委員長報告)
- 第八九 農業改良普及事業費國庫補助増額等に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇 木皮公營検査強化の立法措置に關する請願 (十一件) (委員長報告)
- 第九一 岩手県大津保村所在津谷川山国有林払下げに關する請願 (委員長報告)
- 第九二 購置資金に關する請願 (五件) (委員長報告)
- 第九三 秋田県八郎潟干拓事業促進に關する請願 (委員長報告)
- 第九四 新潟県下越十箇町村の集約酪農団地指定等に關する請願 (委員長報告)
- 九五 国有林野払下げ等に關する請願 (委員長報告)
- 第九六 国有林払下げに關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第九七 保溫折衷苗代温床紙購入費國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第九八 国有林野払下げに關する請願 (委員長報告)
- 九九 玉糸を繭糸価格安定法中に包含するの請願 (十五件) (委員長報告)
- 一〇〇 農業災害復旧事業に關する請願 (委員長報告)
- 一〇一 中央競馬の益金の一部を共同募金会に交付するの請願 (委員長報告)
- 一〇二 長崎県の畑地を畑地農業改良促進法の畑地地域に指定するの請願 (委員長報告)
- 一〇三 国有林生産材払下げに關する請願 (委員長報告)
- 一〇四 高知県大崎村農道開設工事促進に關する請願 (委員長報告)
- 一〇五 未墾地買収価格算定基準引上げ等に關する請願 (委員長報告)
- 一〇六 桑園の凍霜害対策に關する請願 (三件) (委員長報告)
- 第一〇七 佐賀県北多久町の地域給に關する陳情 (委員長報告)
- 第一〇八 鹿児島県三笠町の地域給に關する陳情 (委員長報告)
- 第一〇九 太平洋水域における原爆実験阻止に關する陳情 (委員長報告)
- 第一一〇 太平洋水域における原爆実験阻止等に關する陳情 (四件) (委員長報告)
- 第一一一 原爆実験に伴う被害対策の陳情 (二件) (委員長報告)
- 第一一二 原爆実験阻止等に關する陳情 (委員長報告)
- 第一一三 ソ連、中共両地域の留同胞完全救出等に關する陳情 (委員長報告)
- 第一一四 海外留同胞引揚等に關する陳情 (委員長報告)
- 第一一五 ソ連、中共両地域の留同胞救出に關する陳情 (委員長報告)
- 第一一六 海外留同胞救出等に關する陳情 (二件) (委員長報告)
- 第一一七 中国紅十字代表李德全女士來日要請に關する陳情 (委員長報告)
- 第一一八 東京都用賀旧陸軍衛生材料しより跡接収反対に關する陳情 (委員長報告)
- 第一一九 北海道大津村に駐留軍演習場設定反対の陳情 (二件) (委員長報告)

第二二〇 広島県海田市町地区に米軍演習場設置反対の陳情 (委員長報告)	第二二一 山口県岩国市沖合姫小島周辺の国連軍演習中止等に関する陳情 (委員長報告)	第二二二 国連軍協定に関する陳情 (委員長報告)	第二二三 日中貿易協定承認に関する陳情(二件) (委員長報告)	第二二四 海外移民送出に関する陳情 (委員長報告)	第二二五 領土返還促進等に関する陳情 (委員長報告)	第二二六 パン食推進に関する陳情 (委員長報告)	第二二七 食糧自給促進法制定に関する陳情 (委員長報告)	第二二八 農業災害補償法改正に関する陳情 (委員長報告)	第二二九 消費者米価引上げ反対等に関する陳情(二件) (委員長報告)	第三三〇 農林、農地関係予算削減反対に関する陳情 (委員長報告)	第三三一 農林予算確保に関する陳情 (委員長報告)	第三三二 食糧増産対策費増額等に関する陳情 (委員長報告)	第三三三 昭和二十八年産米減収加算額追加に關する陳情 (委員長報告)	
第三三四 農業改良普及員増員等に関する陳情 (委員長報告)	第三三五 農業災害復旧促進に関する陳情 (委員長報告)	第三三六 耕地災害復旧事業費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)	第三三七 農業改良普及事業費国庫補助に關する陳情 (委員長報告)	第三三八 北海道開発事業費国庫補助増額に關する陳情 (委員長報告)	第三三九 米価凶作加算金の予算化等に関する陳情 (委員長報告)	第三四〇 農業改良普及事業費国庫補助増額に關する陳情 (委員長報告)	第三四一 購置資金に關する陳情(二件) (委員長報告)	第三四二 木炭公營検査強化の立法措置に關する陳情(四件) (委員長報告)	第三四三 食糧自給確保に關する陳情 (委員長報告)	第三四四 北海道の開拓新規事業等実施に關する陳情 (委員長報告)	第三四五 農林制度改善に關する陳情 (委員長報告)	第三四六 養蚕業の振興に關する陳情 (委員長報告)		
第一四七 鹿沼島市に動物検疫所出張所設置の陳情 (委員長報告)	第一四八 桑園の凍害対策に關する陳情(二件) (委員長報告)	第一四九 日本中央競馬会法案に關する陳情 (委員長報告)	第一五〇 桑園等の凍害対策に關する陳情 (委員長報告)	〇議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。	一昨十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	議院運営委員 阿具根 登君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	議院運営委員 矢嶋 三義君 同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	公職選挙法の一部を改正する法律案(館外二君外二名発議) 同日委員長から左の報告書を提出した。	所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めの件議決報告書	遺産、相続及び贈与に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めの件議決報告書	外務省関係法律の整理に關する法律案可決報告書	地方財政法の一部を改正する法律案修正議決報告書	公認会計士法の一部を改正する法律案修正議決報告書	去る十八日内閣から、左記国會議員の北海道開発審議会委員としての任期は六月三十日満了となるので後任者を指名せられた旨の要求書を受領した。
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	公職選挙法の一部を改正する法律案	道路整備特別措置法の一部を改正する法律案	モーターボート競走法の一部を改正する法律案	同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。	農林省関係法令の整理に關する法律	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律	通商産業省関係法令の整理に關する法律	公職選挙法の一部を改正する法律	日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う刑事特別法	国際連合の軍隊に關する民事特別法の適用に關する法律	道路整備特別措置法の一部を改正する法律	モーターボート競走法の一部を改正する法律	同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。	日本放送協会昭和二十七年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書

昭和二十九年五月二十一日 衆議院會議録第四十九号 議長報告

昭和二十九年五月二十一日 参議院會議第四十九号 會議 会期延長の件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件外二件

一〇五二

同日議院において採択することを議決した旧海仁会等の施設及び附属物の転換処理に関する請願外四百八十八件の請願及び農林漁業金融公庫出資金のわく拡大等に関する陳情外二十一件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日内閣から左の報告書を受領した。
社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく報告書
昨二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	松本治一郎君
地方行政委員	田中 啓一君
同	酒井 利雄君
文部委員	堀 末治君
通商産業委員	高橋進太郎君
経済安定委員	岡田 宗司君
決算委員	劍木 幸弘君
議院運営委員	田畑 金光君
同	高野 一夫君
懲罰委員	村尾 重雄君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
内閣委員	岡田 宗司君
地方行政委員	堀 末治君
同	高橋進太郎君
文部委員	田中 啓一君
通商産業委員	酒井 利雄君
経済安定委員	松本治一郎君
決算委員	高野 一夫君
議院運営委員	村尾 重雄君
同	劍木 幸弘君

懲罰委員 田畑 金光君
同日厚生委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 竹中 勝男君(竹中勝男君の補欠)
同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

特定の公務員の営利企業等への関与の制限に関する法律案
内閣委員会に付託
中小企業安定期法の一部を改正する法律案
通商産業委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

市町村職員共済組合法案
地方自治法の一部を改正する法律案
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案
地方行政委員会に付託
元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
総理府設置法の一部を改正する法律案

内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案
内閣委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通商産業委員会に付託した。

砂利採取法案(大西順夫君外十四名提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

へき地教育振興法案可決報告書
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案可決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案修正議決報告書
文化財保護法の一部を改正する法律案可決報告書
人事委員会請願審査報告書第三号同
特別報告第三号
人事委員会請願審査報告書第三号同
特別報告第三号
外務委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
外務委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号

農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号

農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号

農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号

長が協定いたしました通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて会期は、本月三十一日まで九日間延長することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件
日程第二、遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)
日程第三、外務省関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
以上、三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と仰る者あり
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員会理事岡田君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十九年五月十八日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

(1) この条約にいう租税は、次のものとする。

- (a) アメリカ合衆国については、連邦所得税（附加税を含む）。
- (b) 日本国については、所得税及び法人税。

(2) この条約は、所得又は利得に対する他の租税で、本条(1)に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、且つ、この条約の署名の日の後にいずれの一方の締約国によつて課せられるものについても、また、適用する。

第二条

(1) この条約において、

- (a) 「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいい、地理的意味で用いる場合には、アメリカ合衆国の諸州、アラスカ準州、ハワイ準州及びディストリクト・オブ・コロンビアをいう。
- (b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、第一条(1)(b)に掲げる租税に関する法令が施行されるすべての領域をいう。

- (c) 「恒久的施設」とは、事務所、工場、作業場、支店、倉庫その他事業を行う一定の場所をい

う。但し、偶発的且つ一時的に使用される単なる貯蔵施設を含まない。また、代理店で、代理人が企業のために契約を締結し及び締結する包括的権限を有し、且つ、これを常習的に行使するもの又は企業のために通常注文に応ずるに足りる在庫品を有するものは、恒久的施設に含まれる。一方の締約国の企業は、純然たる間接、仲立人、代理人その他独立の代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つたという理由のみでは、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。一方の締約国の企業が物品又は商品をもつばら自己のために購入する事業を行う一定の場所を他方の締約国内に保有しているという事実のみでは、その場所は、その企業の恒久的施設とはならない。

一方の締約国の法人が他方の締約国の法人又は他方の締約国内で営業若しくは事業に従事する法人を支配しているという事実のみでは、その支配されている法人は、当該一方の締約国の法人の恒久的施設とはならない。

- (d) 「一方の締約国の企業」とは、場合に依り、日本の企業又は合衆国の企業をいう。

(e) 「合衆国の企業」とは、合衆国内に居住する者（個人、受託者及び組合を含む）又は合衆国の法人その他の団体が合衆国内で営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「合衆国の法人その他の団体」とは、合衆国の法令又は合衆国のいづれかの州若しくは準州の法令に基いて設立され、又は組織された法人その他の団体をいう。

(f) 「日本の企業」とは、日本国内に居住する個人又は日本の法人その他の団体が日本国内で営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「日本の法人その他の団体」とは、日本国の法令に基いて設立され、又は組織された法人又は組合その他の法人格のない団体をいう。

(g) 「租税」とは、文脈により、第一条(1)(a)又は(1)(b)に掲げる租税をいう。

(h) 「権限のある当局」とは、日本国については大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいい、合衆国については財務長官が権限を与えた内閣蔵入局長官をいう。

(i) 「産業上又は商業上の利得」とは、製造業、商業、農業、漁業、鉱業、金融業及び保険業の利得を含み、配当、利子、貸付料、使用料又は人的役務の報酬として取得する所得を含まない。

(j) 「産業上又は商業上の利得」とは、製造業、商業、農業、漁業、鉱業、金融業及び保険業の利得を含み、配当、利子、貸付料、使用料又は人的役務の報酬として取得する所得を含まない。

料、使用料又は人的役務の報酬として取得する所得を含まない。

(2) いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除く外、自国の租税に関する法令における解釈によるものとする。

第三条

(1) 一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有しない限り、その企業の産業上又は商業上の利得について当該他方の締約国の租税を課せられない。一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該他方の締約国は、自国内の源泉から生ずるその企業の全所得に対して租税を課することができる。

(2) 一方の締約国が租税を決定するに際しては、他方の締約国の企業が当該一方の締約国内で単に購入したに過ぎない商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

(3) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同一又は同様の活動を行い、且つ、独立の立場でその恒久的施設を有する企業と取引を行つたと仮定し

た場合に取得しうべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとする。

(4) 恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用でその恒久的施設に合理的に配分することができるものは、その生じた場所のいかなる間わず、経費に算入することを認めるものとする。

(5) 両締約国の権限のある当局は、この条約の他の規定と矛盾しない範囲内で、産業上又は商業上の利得の配分に関する細目を取りきめることができる。

第四条

一方の締約国の企業が、他方の締約国の企業の経営又は資金構成に参加していることにより、当該他方の締約国の企業に対し、商業上又は資金上の関係において、独立の企業に対して設けられるべき条件と異なる条件を設け又は課している場合には、それらの企業の一に通常配分されるべき利得で前記の条件のために配分されなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第五条

(1) この条約の第三条及び第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が

(a) 当該締約国又は
(b) (A) 当該締約国の企業及び(B) 他方の締約国の企業のいずれに対してもそれぞれの本国に登録されている船舶若しくは航空機の運用から生ずる所得に対する租税を免除する第三国に登録されている船舶又は航空機の運用によつて取得する所得は、当該他方の締約国の租税を免除される。

(2) この条約は、千九百二十六年三月三十一日付及び千九百二十六年六月八日付でワシントンにおいて交換された公文によつて効力を生じた船舶所得に対する二重課税の回避に関する日本国政府と合衆国政府との間の取極に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六条

一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人その他の団体が当該一方の締約国内の源泉から取得する債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権(不動産によつて担保される債権又は債券を含む)の利子に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、百分の十五をこえてはならない。

第七条

一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人

人その他の団体が当該一方の締約国内の源泉から著作権、芸術上又は学術上の著作物、特許権、意匠権、秘密工程又は秘密方式、商標権その他これらに類する財産を使用する権利の対価として取得する使用料その他の料金(映画フィルム又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に關して取得する賃貸料及びこれに類する収入金を含む)に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、百分の十五をこえてはならない。

第八条

一方の締約国の居住者又は法人その他の団体が、
(a) 他方の締約国内にある不動産から生ずる所得(不動産の売却又は交換によつて生ずる収益を含む、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子を含まない)又は
(b) 他方の締約国内にある鉱山、採石場その他天然資源の運用に關する使用料

を取得するものは、いずれの課税年度についても、自己がその課税年度を通じて他方の締約国内に恒久的施設を有していたものと仮定して、当該他方の締約国の租税を純所得を基礎として課せられることを選択することができる。

第九条

一方の締約国の居住者が他方の締約国内にいずれかの課税年度の間に一時的に滞在して行つた労働又は人的役務(自由職業の業務を含む)に対して報酬を取得する場合において、その滞在期間及び報酬が次の条件のいずれかに該当するときは、その報酬は、当該他方の締約国の租税を免除される。

(a) 滞在期間が当該課税年度を通じて合計百八十日をこえず、且つ、その報酬が当該一方の締約国の居住者又は法人その他の団体の役員又は被用者として行つた労働又は人的役務について得たものであること。

(b) 滞在期間が当該課税年度を通じて合計九十日をこえず、且つ、その報酬が三千合衆国ドル又はこの額を当該報酬の取得の時ににおける公定の基準外国為替相場で日本円に換算した額をこえないこと。

第十条

(1) (a) 合衆国の市民たる個人(永住のため日本国に入国するものを許可された者を除く)に対して合衆国が支払う給料、賃金及びこれらに類する報酬は、日本国の租税を免除される。

(b) 日本国の国民たる個人(永住のため合衆国に入国することを許可された者を除く)に対して

日本国が支払う給料、賃金及びこれらに類する報酬は、合衆国の租税を免除される。

(2) 本条の規定は、いずれか一方の締約国が利得を得る目的で営む營業又は事業に關して行われた役務につき支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬については、適用しない。

第十一条

一方の締約国の居住者で、教授及び教員の交換に關する同締約国の政府間若しくは同締約国内の教育施設間の取極に基いて、又は他方の締約国の政府若しくは他方の締約国内の教育施設の招へいによつて、二年をこえない期間当該他方の締約国内の大学、学校その他の教育機関において教育を行うため一時的に当該他方の締約国を訪れるものは、その期間中に行う教育に対する報酬について当該他方の締約国の租税を免除される。

第十二条

(1) 一方の締約国の居住者でもつばら他方の締約国内の一般に認められた大学又は学校の学生として当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、海外からの送金(海外にある雇用主からの支払を含む)について当該他方の締約国の租税を免除される。

(2) 一方の締約国の居住者でその締約国の宗教、慈善、學術、文芸又は教育の団体から交付金、手当又は奨励金を受けるものが他方の締約国内に一時的に滞在する場合に、海外からその者に送付されるこれらの交付金、手当又は奨励金(人的役務の対価としての報酬を除く)は、当該他方の締約国の租税を免除される。

(3) 一方の締約国の居住者でその締約国の企業若しくは本条(2)に掲げる団体の被用者であるもの又はこれらの企業若しくは団体と契約しているものが、もつぱら当該企業又は団体以外の者から技術上、専門職業上又は事業上の経験を習得するため一年をこえない期間他方の締約国内に一時的に滞在する場合において、当該期間内にその者の行つた役務に対してこれらの企業又は団体が支払う報酬の金額が年額に換算して六千合衆国ドル又はこの額を当該報酬の取得の時ににおける公定の基準外国為替相場で日本円に換算した額をこえないときは、当該期間内にその者の行つた役務に対してこれらの企業又は団体が海外から支払う報酬は、当該他方の締約国の租税を免除される。

第十三条

この条約の適用上、

- (a) 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。
- (b) 一方の締約国（その地方公共団体を含む）又は一方の締約国の企業で他方の締約国内に恒久的施設を有しないものが支払う利子は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。
- (c) 動産の売買によつて取得する収益、利得及び所得は、その動産の売却が行われた国から生じたものとして取り扱う。
- (d) 納税者が一方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取得する収益、利得及び所得は、一部分はその製造が行われた国から、一部分はその売却が行われた国から生じたものとして取り扱い、これらの収益、利得及び所得のうちこの条約の規定によつて配分することができないものは、その納税者の各締約国における売上高及び資産額に比例して両締約国間に配分する。
- (e) 不動産から生ずる所得（不動産の売却又は交換によつて生ずる収益を含む、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子を含まない）及び鉱山、採石場その他の天然資源の運用に関する使用料は、当該不動産又は鉱山、採石場その他の天然資源がある国から生ずる所得として取り扱う。
- (f) 労働又は人的役務（自由職業の業務を含む）に対する報酬は、その労働又は人的役務が行われた国の源泉から生ずる所得として取り扱う。
- (g) 特許権、著作権、意匠権、商標権及びこれらに類する財産の一方の締約国内における使用又は使用の権利に対する使用料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第十四条

二重課税は、次の方法によつて回避するものとする。

- (a) 合衆国は、自国の市民、居住者又は法人その他の団体に対する租税を決定するに際しては、この条約の規定にかかわらず、この条約が効力を生じなかつたものとして、合衆国の歳入に関する法令に基いて課税することができる。すべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。但し、合衆国は、千九百五十四年一月一日現行の内国歳入法第三百三十一条の規定に従つて、その租税から日本国の租税の額を控除するものとする。前記の内国歳入法第三百三十一条の規定に基いて控除を決定するに際しては、日本国内に恒久的施設を有する合衆国の企業から当該恒久的施設の業務に関する債務について支払を受ける利子は、日本国の法令により日本国内の源泉から生ずる所得として取り扱われる範囲において、日本国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

定するに際しては、日本国内に恒久的施設を有する合衆国の企業から当該恒久的施設の業務に関する債務について支払を受ける利子は、日本国の法令により日本国内の源泉から生ずる所得として取り扱われる範囲において、日本国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

- (b) 日本国は、自国の居住者又は法人その他の団体に対する租税を決定するに際しては、この条約の規定にかかわらず、この条約が効力を生じなかつたものとして、日本国の税法に基いて課税することができる。すべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。但し、日本国は、その租税から、合衆国内の源泉から生じ、且つ、両締約国によつて課税の対象とされた所得に対して課せられた合衆国の租税の額を、日本国の租税の額に当該所得の日本国によつて課税の対象とされた全所得に対する割合を乗じて得た額を限度として、控除するものとする。
- (c) 日本国の法人からの配当の受領者で合衆国の市民、居住者又は法人その他の団体であるものに対して各締約国が租税を決定するに際しては、配当の源泉である法人の所得又は利得に対して課せられる日本

国の租税が、日本国の税法上、その配当の受領者に対して課せられたものであるとみなされる限り、合衆国は、前記の受領者が前記の配当についてその配当金額の百分の二十五に相当する額の日本国の租税を支払つたものとみなして、その支払つたものとみなされる日本国の租税の額を本条(a)の規定により自国の租税の額から控除するものとする。但し、当該受領者がその支払つたものとみなされる租税の額を総所得金額に算入する場合に限る。

- (ii) 日本国は、前記の受領者（日本国の居住者又は日本国内に恒久的施設を有する者を除く）が受領する前記の配当については、当該配当の源泉である法人の所得又は利得に対して課する租税以外の租税を課さないものとする。

第十五条

- (1) 日本国の法令に基いて組織され、且つ、もっぱら宗教、慈善、学術、文芸又は教育の目的のために運営される団体は、合衆国内国歳入法に定める範囲において、且つ、同法に定める条件に従つて、合衆国の租税を免除される。
- (2) 合衆国の法令に基いて組織され、且つ、もっぱら宗教、慈善、

第十六条

- (1) 合衆国の租税に關しては、日本国の居住者で合衆国の非居住者であるもの（日本国政府の職員又は被用者を除く）に対し、千九百五十四年一月一日現行の合衆国内国歳入法第二百四十四条に定める控除に加え、同日現行の内国歳入法第二十五条に定める条件に従つて、当該納税者の配偶者及び子で課税年度中のいずれかの時に合衆国内に滞在し、且つ、合衆国内でその者と同居するものについて、純所得に対する控除を行うものとする。但し、この追加控除の額は、合衆国内国歳入法に定める控除額に、当該納税者が当該課税年度中に合衆国内の源泉から取得した総所得の当該課税年度の終了の日の属する事業年度又は暦年中にその者がすべての源泉から取得した全所得に対する割合を乗じて得た額をこえないものとする。
- (2) 日本国の租税に關しては、合衆国の市民で日本国の居住者であるものに対し、日本国の国民で日本国の居住者であるものがその扶養親

昭和二十九年五月二十一日 参議院會議録第四十九号 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるとの件外二件

族について認められる控除と同様の控除を行うものとする。

第十七条

(1) 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に関して詐欺を防止するため、又は脱税に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報で両締約国のそれぞれの税法に基いて入手することができ、それを交換するものとする。交換された情報は、秘密として取り扱わなければならない。租税の賦課及び徴収に關与し、又はこれらに關する異議についての決定に關与する者（裁判所を含む）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは専門職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

(2) 各締約国は、この条約に基いて他方の締約国の与える免除、軽減税率その他の特典がそれを受ける権利のない者によつて享有されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を、自国の租税と同様に、徴取することができる。

第十八条

納税者がいずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じた

こと又は生ずるに至ることを立証するときは、個人たる納税者は、自己が国籍を有し又は居住する締約国の権限のある当局に対し、法人その他の団体たる納税者は、当該法人その他の団体が設立され又は組織された準拠法の施行されている締約国の権限のある当局に対し、事実の申立を行うことができる。この申立に理由があるものと認められるときは、申立を受けた締約国の権限のある当局は、当該二重課税を衡平に回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するように努めるものとする。

第十九条

(1) この条約の規定は、いかなる形においても、外交官及び領事官に對して現在与えられているか若しくは将来与えられる他の若しくは新たな免除を受ける権利を否定し、又はこれに影響を及ぼすものと解してはならない。

(2) この条約の規定は、一方の締約国が租税を決定するに際し、自国の法令によつて現在認められているか又は将来認められる免除、減額、控除その他の恩恵をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

(3) この条約の解釈若しくは適用に關し、又は一方の締約国と他のいずれかの第三国との間の条約に對

するこの条約の關係に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

(4) 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定を設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

第二十条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、できるだけすみやかに東京で交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、その交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得又は利益について適用する。

(3) いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後はいつでも、他方の締約国に對して終了の予告を与えることによつてこの条約を終了させることができる。その予告は、六月三十日以前に与えなければならない。その場合には、この条約は、予告が与えられた年の翌年

の一月一日以後に開始する各課税年度につき効力を失うものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十四年四月十六日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
井口貞夫(署名)

アメリカ合衆国のために
ウォルター・ペデル・スミス

(署名)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

遺産、相続及び贈与に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるとの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月十八日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

遺産、相続及び贈与に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるとの件
遺産、相続及び贈与に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるとの件

〔参照〕

遺産、相続及び贈与に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、遺産、相続及び贈与に対する租税に關して二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全權大使

井口 貞夫

アメリカ合衆国政府

アメリカ合衆国
國務長官代理

ウォルター・ペ
デル・スミス

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

(1) この条約にいう租税は、次のものとする。

(a) アメリカ合衆国については、連邦遺産税及び連邦贈与税

(b) 日本国については、相続税 (贈与税を含む。)

(2) この条約は、遺産、相続又は贈与に対する他の租税で、本条(1)に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、且つ、この条約の署名の日の後にいづれの一方の締約国によつて課せられるものについても、また、適用する。

第二条

(1) この条約において

(a) 「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいい、地理的意味で用いる場合には、アメリカ合衆国の諸州、アラスカ準州、ハワイ準州及びディストリクト・オブ・コロンビアをいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、第一条(1)(b)に掲げる租税に関する法令が施行されるすべての領域をいう。

(c) 「租税」とは、文脈により、第一条(1)(a)又は(b)に掲げる租税をいう。

(d) 「権限のある当局」とは、日本国については大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいい、合衆国については財務長官が権限を与えた内閣蔵入局長官をいう。

(2) いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除く外、自国の租税に関する法令における解釈によるものとする。

(3) この条約の適用上、各締約国は、被相続人若しくは被相続人の遺産の受益者が被相続人の死亡の時に又は贈与者若しくは贈与の受益者がその贈与の時に自国内に住所を有していたかどうか又は自国の国籍を有していたかどうかを、自国の法令に従つて決定することができる。

第三条

(1) 被相続人がその死亡の時に若しくは贈与者がその贈与の時に合衆国の国籍を有し若しくは合衆国内に住所を有していた場合、又は被相続人の遺産の受益者がその被相続人の死亡の時に若しくは贈与の受益者がその贈与の時に日本国内に住所を有していた場合には、これらの時における次に掲げる財産又は財産権の所在地は、租税の賦課及び第五条によつて認められる

税額控除については、もつぱら次に定めるところに従つて決定されるものとする。

(a) 不動産又は不動産に関する権利 (本条において他に特別の規定があるものを除く) は、その不動産に係る土地の所在地にあるものとする。

(b) 有体動産 (通貨及び発行地で法貨として認められているすべての種類の貨幣を含む、本条において他に特別の規定がある財産を除く) は、それが現実にある場所にあるものとし、運送中である場合には、目的地にあるものとする。

(c) 債権 (債券、約束手形、為替手形、銀行預金及び保険証券を含む、債券その他の流通証券で持参人払式のもの及び本条において他に特別の規定がある債権を除く) は、債務者が居住する場所にあるものとする。

(d) 法人の株式又は法人に対する出資は、その法人が設立され、又は組織された準拠法が施行されている場所にあるものとする。

(e) 船舶及び航空機は、それらが登録されている場所にあるものとする。

(f) 営業上、事業上又は専門職業上の資産としてののれんは、その営業、事業又は専門職業が営

まれている場所にあるものとする。

(g) 特許権、商標権、実用新案権及び意匠権は、それらが登録されている場所 (登録されていない場合には、それらが行使される場所) にあるものとする。

(h) 著作権、地域的独占権 (フレンチライズ)、芸術上又は学術上の著作物に対する権利及び著作権のある著作物、芸術上若しくは学術上の著作物、特許発明、商標、実用新案若しくは意匠を使用する権利又はこれらの使用を許諾された地位は、それらを行便することができる場所にあるものとする。

(i) 鉱業権若しくは租鉱権又は採石権は、採鉱又は採石が行われる場所にあるものとする。

(j) 漁業権は、その権利の行使について管轄権を有する国にあるものとする。

(k) 前各号に規定されていない財産は、いづれか一方の締約国が自国内に財産があることのみを理由として租税を課する場合に、その締約国の法令で定められている場所にあるものとし、また、いづれの締約国も自国内に財産があることのみを理由として租税を課するのではない場合には、各締約国の法令で定めている場所にあるものとする。

(2) 本条(1)の規定は、特定の財産及びその一部分で同項の規定がなければ両締約国によつて租税が課せられるもの (諸控除がなければ租税が課せられることとなるものを含む) についてのみ、適用する。

第四条

被相続人がその死亡の時に若しくは贈与者がその贈与の時に合衆国の国籍を有し若しくは合衆国内に住所を有していた場合、又は被相続人の遺産の受益者がその被相続人の死亡の時に若しくは贈与の受益者がその贈与の時に日本国内に住所を有していた場合において、一方の締約国が自国内に財産があることのみを理由として租税を課するときは、その租税を課する締約国は、

(a) 当該被相続人、贈与者又は受益者に対し、その者が自国の国籍を有していたとすか又は自国内に住所を有していたとすれば自国の法令に基いて認められることとなる特定の控除を、当該控除の額に 第三条の規定により自国内にあるとされる財産で両締約国によつて租税を課せられるもの (諸控除がなければ租税を課せられることとなるものを含む) の価格の (B) その被相続人、贈与者又は受益者が自国の国籍を有していた

とするか又は自国内に住所を有してゐたとすれば自国の租税を課することとなる財産の全部の価格

(b) 租税の額を決定するに際しては、本条(a)の規定を適用する場合及び別に定められている他の比例控除を行つ場合を除く外、第三条の規定により自国外にあるとされる財産については、課税価格の計算上考慮しないものとする。

第五条

(1) いずれの一方の締約国も、被相続人、贈与者、被相続人の遺産の受益者又は贈与の受益者が自国の国籍を有し、又は自国内に住所を有していることを理由として租税を課する場合には、自国の租税(本条の規定を適用しないで計算したもの)から、相続又は贈与の時に他方の締約国内にある財産で両締約国によつて租税の対象とされるものについて当該他方の締約国が課する租税を控除するものとする。但し、その税額控除の額は、控除を行つ締約国が課する租税のうち前記の財産に帰せられる部分をこえないものとする。本項の規定は、本条(2)に掲げる財産については適用しない。

(2) 相続又は贈与の時に両締約国外にある財産(又は各締約国が自国

の領域内にあるとする財産、一締約国がいずれか一方の締約国内にあるとし、且つ、他方の締約国が両締約国外にあるとする財産若しくは各締約国が他方の締約国内にあるとする財産)について各締約国が被相続人、贈与者又は受益者が自国の国籍を有し、又は自国内に住所を有していることを理由として租税を課する場合には、各締約国は、自国の租税(本条の規定を適用しないで計算したもの)から、他方の締約国が課する租税で当該財産に帰せられるものの一部を控除するものとする。本項の規定によつて各締約国が行う税額控除の額の合計額は、各締約国が当該財産について課する租税の額のうちいずれか一方の額に等しいものとし、且つ、当該財産について各締約国が課する租税の額に比例して両締約国間に配分されるものとする。

(3) 本条の規定によつて認められる税額控除を行つ場合には、その控除は、控除を行つ締約国の法令によつて認められる同一の租税の税額控除に代るものとし、個々の場合に行う税額控除は、本条の規定によつて認められる税額控除又はその締約国の法令によつて認められる税額控除のうちいずれか多額のものとす。本条の規定の適用

上、特定の財産に帰せられる各締約国の租税の額は、その財産につき課せられる租税に關して行つすべての軽減又は控除(本条(1)及び(2)の規定による税額控除を除く)を計算に入れた後に確定されるものとする。なお、この条約に基いて税額控除を行つ締約国といずれかの第三国との間の他の条約又は税額控除を行つ締約国の法令によつて同一の財産についてその第三国の租税の税額控除が別に認められる場合には、これらの税額控除の額の合計額は、控除を行つ締約国の租税でこれらの税額控除を行わないうで計算したもののうちその財産に帰せられるものの額をこえてはならない。

(4) 本条の規定による一方の締約国の租税からの他方の締約国の租税の控除は、両締約国の租税が被相続人の死亡の時又は贈与の時に同時に課せられる場合にのみ行うものとする。

(5) 本条の規定の適用による税額控除は、控除を行つ締約国の租税の申告期限から五年を経過した後に於いては行われない。但し、その税額控除の請求が前記の五年の期間内に行われた場合は、この限りでない。本条の規定の適用によつて還付する租税には、税額控除を行つ締約国が別に認めている場合を除く外、利子を付けない。

(6) 一方の締約国の租税からの他方の締約国の租税の控除は、当該他方の締約国の租税(本条の規定によつて認められる税額控除があるときは、その控除後の額)が納付されるまでは、最終的には認められない。

第六条

(1) 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に關して詐欺を防止するため、又は脱税に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報で両締約国のそれぞれの税法に基いて入手することができ、交換されを交換するものとする。交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、又はこれらに關する異議についての決定に關する者(裁判所を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは専門職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

(2) 各締約国は、この条約に基いて他方の締約国の与える控除その他の特典がそれを受ける権利のない者によつて享有されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を、自国の租税と同様に、徴収することができる。

第七条

被相続人の遺産の代表者若しくは受益者又は贈与者若しくは贈与の受益者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを立証するときは、被相続人が死亡の時に国籍を有していた締約国又は贈与者若しくは受益者が国籍を有する締約国(被相続人がその死亡の時にいずれの締約国の国籍をも有しなかつた場合は、贈与者若しくは受益者がいずれの締約国の国籍をも有しない場合には、被相続人がその死亡の時に住所若しくは居所を有していた締約国又は贈与者若しくは受益者が住所若しくは居所を有する締約国)の権限のある当局に対し、事実の申立を行うことができる。この申立に理由があると認められるときは、申立を受けた締約国の権限のある当局は、当該二重課税を衡平に回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するよう努めるものとする。

第八条

(1) この条約の規定は、いかなる形においても、外交官及び領事官に對して現在与えられているか若しくは将来与えられる他の若しくは新たな免除を受ける権利を否定し、又はこれに影響を及ぼすものと解してはならない。

(2) この条約の規定は、いずれの一方の締約国が課する租税をも増額するように解してはならない。

(3) この条約の解釈若しくは適用に關し、又は一方の締約国といずれかの第三国との間の条約に対するこの条約の關係に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

(4) 兩締約国の権限のある当局は、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定を設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

第九條
(1) この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できるだけすみやかに東京で交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、その交換の日以後に死亡した者に係る遺産又は相続及び同日以後に行われた贈与について適用する。

(3) いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後はいつでも、他方の締約国に対して終了の予告を与

昭和三十九年五月二十一日 参議院會議錄第四十九号

えることによつてこの条約を終了させることができる。その予告は、六月三十日以前に与えなければならず、その場合には、この条約は、予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度につき効力を失うものとする。

以上の証拠として、下名の全權委員は、この条約に署名した。

千九百五十四年四月十六日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
井口 貞夫(署名)

アメリカ合衆国のために
ウォルター・ペデル・スミス(署名)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
外務省關係法律の整理に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月十八日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

外務省關係法律の整理に關する法律
左の各号に掲げる法律は、廃止する。

一 清國及朝鮮國在留帝國臣民取締法(明治二十九年法律第八十号)
二 居留民団法(明治三十八年法律第四十一号)

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔國伊能君登壇、拍手〕
○國伊能君 只今議題となりました日本國とアメリカ合衆國との間の所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約、並びに遺産、相続及び贈与に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の批准について承認を求め

る。この際速かに整理をする方針をとつておりますが、外務省關係法令につきましましては、清國及び朝鮮國在留帝國臣民取締法及び居留民団法の二つの法律は、我が國と清國及び朝鮮國との間のいわゆる不平等條約に基く我が國の特權を前提としていたものでありまして、これら不平等條約は、すでに一切無効となつておりますため、右二法律は、死文化しておりますので、この

てより米國政府と交渉を行なつて参りましたところ、本年四月上旬に至り、本件兩條約案の作成が完了し、同月十六日ワシントンにおいて、これが署名を行なつた次第であります。

これらの條約は、効力を生じますと、兩國間における二重課税及び脱税の問題は、有効適切に処理されることになる旨の説明でありました。

質疑の内容は、殆んど技術的なものでありましたので、委細は速記録により御承知頂きたいと存じます。

委員會は、五月十九日、採決を行い、ましたところ、兩件共、承認すべきものと、全会一致を以て決定いたしました次第であります。

右、御報告いたします。

次に、只今議題となりました外務省關係法律の整理に關する法律案につきましまして、外務委員會における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりましまして、政府は、既存法令のうち整理を要するものは、この際速かに整理をする方針をとつておりますが、外務省關係法令につきましましては、清國及び朝鮮國在留帝國臣民取締法及び居留民団法の二つの法律は、我が國と清國及び朝鮮國との間のいわゆる不平等條約に基く我が國の特權を前提としていたものでありまして、これら不平等條約は、すでに一切無効となつておりますため、右二法律は、死文化しておりますので、この

際、廃止の措置を講じようとする次第であります。

委員會におきましては、別段の質疑もなく、五月十九日、討論を経て採決を行いましたところ、本案は、政府原案の通り、全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三件の採決を行います。

先ず、所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とアメリカ合衆國との間の條約の批准について承認を求めるの件

以上、兩件全部を問題に供します。

委員長報告の通り兩件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて兩件は、全会一致を以て承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 次に、外務省關係法律の整理に關する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和二十九年五月二十一日 参議院會議録第四十九号 地方財政法の一部を改正する法律案

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第四、地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事石村幸作君。(政府委員は誰もおらんよと呼ぶ者あり)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方財政法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月十三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体における年度の間の財源の調整)

第四条の二 地方公共団体は、当該年度において地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより交付を受けた交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しくこえる場合において、災害その他やむをえない事由がある場合を除き、当該超過額の一部を積み立て、又は地方債の償還財源に充てる等翌年度以降における財政の健全な運営に資するための措置を講ずるようになければならない。

第五条第一項第五号中「入場税」を「道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税に改め、「標準税率」の下に(個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。を加え、同条第三項中「百分の十八」を「百分の十三」に、「百分の十」を「百分の七・五」に改める。

第五条の四中「第三百九条から第三百一一条まで」を「第三百七条、第三百九条から第三百一一条まで及び第三百六条に改め、「債券」とあるのは「証券」との下に、「第三百七条第一項中「記名社債」とあるのは「記名地方債」と、「社債原簿」とあるのは「地方債証券原簿」と、「会社」とあるのは「地方公共団体」とを加える。

第十条中第二十二号を次のように改める。

二十二 漁業関係の調整に要する経費

第十条の三中「地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)」を「地方交付税法に改める。

第十条の四中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 あへんの取締に要する経費(第十条第六号の二に係るものを除く。)

第十条の四に次の一号を加える。

九 朱引揚邦人の調査に要する経費

第十一条の二中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法に、「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第十二条第二項第二号中「国家地方警察」を「警察庁」に改める。

第二十六条中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第三十六条を次のように改める。

(国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならない事務に要する経費に関する特別)

第三十六条 第十条第七号の二の規定及び同条第八号の規定中母子手帳に関する部分は、昭和二十九年四月五日から施行する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十九年四月五日から施行する。

2 改正後の地方財政法第十二条第二項第二号中「警察庁」とあるのは、昭和二十九年六月三十日まで、昭和二十九年四月三十日まで、の間は、「国家地方警察」と読み替へるものとする。

〔石村幸作君登壇、拍手〕

○石村幸作君 只今議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、政府が今回企図いたしております地方財政制度の改正に伴ひまして、地方財政の運営に關しまして、これに即応して所要の改正を行ひますと共に、別途政府が提出いたしました補助金等の臨時特例に關する法律案等の制定に伴ひまして所要の改正をしようとするものであります。即ち地方財政運営の自律性を高めるため、地方団体自体において年度間に亘る財源の調整を行うことに關する規定を設けると共に、国と地方団体相互間における経費の負担關係に所要の改正を加へ、又地方債の流通性の確保に便ならしめるため、地方債に關する商法の適用の規定を整備するなどの改正をしようとするものであります。なお、本法案については、補助金等の臨時特例に關する法律案に対する衆議院修正に關連いたしまして、母子相談員及び母子手帳に要する経費の規定は当分の間適用しないこととあります。昭和二十九年年度に限り適用しないことに改め、又施行期日を公布の日からとする等の修正が衆議院において行われております。

本法案は、三月二十日に本委員会に付託せられ、同二十二日、塚田國務大臣から提案理由の説明を聴取、四月十六日、加藤衆議院議員から衆議院の修正の説明を聴取、五月十九日、質疑を終了いたしました。

その間における質疑の主なものは、地方財政窮乏の現状から見ても、一般歳入が基準財政需要額を著しく超え、その超過額の一部を翌年度以降のため積立てるようなことが果して可能であるか、その必要はむしろ交付税の交付を受けない富裕団体について必要があるのではないか。母子相談員や母子手帳等について政府原案の、当分の間の経費を負担しないこととある、その「当分の間」の意味及びこれを二十九年年度限りとした衆議院修正の理由、これに対する政府の方針、補助金等の臨時特例に關する法律案に対する本院の再修正との關係等についてでありました。五月十九日、質疑を終了いたしました。五月十九日、討論に入り、石村委員は

自由党を代表して、本法案は、政府今次の地方財政制度の改革に即応する改正であり、又補助金等の臨時特例に關する法律案等の制定に關連する必要な改正であるので賛成であるが、補助金等の臨時特例に關する法律案の本院修正に伴い、右特例法の施行前に母子相護員及び母子手帳に要する経費について國が負担すべきこととなつた経費について國がこれを負担することにするのための修正が必要であり、又、國家地方警察を警察庁と改める規定は、これを政府が別途提出の警察法の施行に伴う關係法令の整備に關する法律案に關することが適當である」との理由を挙げて、これらについての修正案の発議がありました。

次いで採決に入り、石村委員の修正案は、多数を以て可決、右修正部分を除く衆議院送付案は、多数を以て可決せられました。かくて本法案は、本委員会において多数を以て、修正可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第五、公認會計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六、日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案

日程第七、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
公認會計士法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。
昭和二十九年三月二十四日
内閣総理大臣 吉田 茂

公認會計士法の一部を改正する法律案
公認會計士法の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律案
公認會計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「特別公認會計士試験」を「第五十七条に規定する検定」に改める。

第三十八条第一項中「特別公認會計士試験」を「第五十七条に規定する検定」に改め、同条第二項中「試験」の下に「又は検定」を加える。

第五十七条第一項を次のように改める。

昭和二十九年八月一日から三年以内に限り、大蔵大臣が定める時期に第三次試験の受験資格について、の検定(以下「検定」という。)を行ふ。

第五十七条第二項中「左の各号に掲げる職」を「昭和二十九年七月三十一日までに左の各号に掲げる職」に改め、「特別公認會計士試験」を「検定」に改め、同条第五項中「特別公認會計士試験を受けようとする者は、千円を、」を「検定を受けようとする者は、五百円を、」に改め、同条第六項中「特別公認會計士試験」を「検定」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 検定に合格した者は、第十一条の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。

第五十七条の二を次のように改める。

第五十七条の二 検定は、第十条に規定する第三次試験を受けるため必要な専門的知識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学及び商法(海商、

手形及び小切手に関する部分を除く)について、これを行ふ。

第五十八条中「特別公認會計士試験」を「検定」に改める。

第五十九条中「特別公認會計士試験」を「検定」に改め、「試験科目及び試験の方法」を「検定科目及び検定の方法」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十九年八月一日から施行する。

2 この法律による改正前の公認會計士法第五十七条の規定により特別公認會計士試験に合格した者の資格については、なお従前の例による。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表公認會計士審査会の項中「特別公認會計士試験」を「第三次試験の受験資格についての検定」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月三十日
衆議院議長 堤 康次郎
參議院議長 河井彌八郎

日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案

日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案

第一条 この法律は、日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、通行税法(昭和十五年法律第四十三号)、印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)、物品税法(昭和十五年法律第四十号)、揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)、いし、礫雜品の課税に關する法律(昭和二十九年法律第号)、入場税法(昭和二十九年法律第号)、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)、噸稅法(明治三十二年法律第八十八号)、酒稅法(昭和二十八年法律第六号)、砂糖消費稅法(明治三十四年法律第十三号)、骨牌稅法(明治三十五年法律第四十四号)、國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)、たばこ專賣法(昭

昭和二十九年五月二十一日 参議院會議第四十九号 公認會計士法の一部を改正する法律案外二件

和二十四年法律第百一十一号)及び
 軍用憲法(昭和二十四年法律第百
 十二号)の特例を設けることを目
 的とする。

(定義)

第二条 この法律において左の各号
 に掲げる用語の定義は、当該各号
 に定めるところによる。

一 国際連合の軍隊 日本国にお
 ける国際連合の軍隊の地位に關す
 る協定第一条(定義)に規定する
 国際連合の諸決議に従つて朝鮮
 に軍隊を派遣しており、又は將來
 派遣する国で、その政府が同協
 定の当事者であるもの(以下こ
 の条において「派遣国」という。)
 の陸軍、海軍又は空軍で、当該
 国際連合の諸決議に従つて行動に
 従事するために派遣されている
 ものをいう。

二 国際連合の軍隊の構成員 国
 際連合の軍隊に属し、現に服役
 中の軍人で、日本国内にある間
 におけるものをいう。

三 軍属 派遣国の国籍を有し、
 且つ、国際連合の軍隊に雇用さ
 れ、これに勤務し、又はこれに
 随伴する文民で、日本国内にあ
 る間におけるもの(日本国内に通
 常居住する者を除く)をいう。

四 家族 国際連合の軍隊の構
 成員又は軍属の配偶者及び二十
 一歳未満の子並びに父母及び二十
 一歳以上の子のうちその生計費
 の十分の五以上を国際連合の軍

隊の構成員又は軍属が負担する
 もので、日本国内にある間にお
 けるものをいう。

五 軍人用販売機関等 派遣国の
 歳出外資金により国際連合の軍
 隊の使用する施設内に設置され
 た諸機関のうち国際連合の軍隊
 が公認し、且つ、規制するもの
 で、国際連合の軍隊の構成員及
 び軍属並びにこれらの者の家族
 の利用に供されるものをいう。

(所得税法等の特例)

第三条 国際連合の軍隊の構成員、
 軍属若しくはこれらの者の家族、
 軍人用販売機関等、国際連合の軍
 隊又はその公認調達機関に対する
 所得税法、相続税法、通行税法、
 印紙税法、物品税法、揮発油税
 法、しやし、繊維品の課税に關する
 法律又は入場税法の適用について
 は、日本国とアメリカ合衆国との
 間の安全保障条約第三条に基く行
 政協定の実施に伴う所得税法等の
 臨時特例に關する法律(昭和二十七
 年法律第百一十一号)の規定を準用
 する。

2 前項において準用する日本国と
 アメリカ合衆国との間の安全保障
 条約第三条に基く行政協定の実施
 に伴う所得税法等の臨時特例に關
 する法律第九條第一項第一号、第
 十條第一項第一号又は第十條の二
 第一項第一号(軍用品についての
 物品税、揮発油税又は繊維品消費

税の免除)の規定により物品税、揮
 発油税又は繊維品消費税の免除を
 受けた物品、揮発油又は繊維製品
 については、同法第九條第二項、
 第十條第二項又は第十條の二第二
 項(証明がない場合の物品税、揮
 発油税又は繊維品消費税の徴収)
 及び同法第十一條(免税物品等の
 譲渡禁止及び違反した場合の罰
 則)の規定を準用する。

(関税法等の特例)

第四条 国際連合の軍隊、その構成
 員、軍属若しくはこれらの者の家
 族又は軍人用販売機関等の輸入に
 係る物品に対する関税法、関税定
 率法、酒税法、砂糖消費税法、物
 品税法、揮発油税法、しやし、繊維
 品の課税に關する法律又は骨牌税
 法の適用及び国際連合の軍隊が所
 有している船舶若しくは航空機又
 は全部用船契約により用船してい
 る船舶若しくは借り上げている航
 空機で、国際連合の軍隊のために
 又はその管理の下に、公の目的を
 もつて運航されているものに対す
 る関税法又は順税法の適用につい
 ては、日本国とアメリカ合衆国と
 の間の安全保障条約第三條に基く
 行政協定の実施に伴う関税法等の
 臨時特例に關する法律(昭和二十
 七年法律第百一十二号)の規定を準
 用する。

いる施設内における、又は国際連
 合の軍隊の構成員、軍属若しくは
 これらの者の家族の身体若しくは
 財産若しくは国際連合の軍隊の財
 産についての国稅犯則取締法又は
 関税法(たばこ専売法、アルコール
 専売法(昭和十二年法律第三
 十二号)、順税法、地方税法(昭和
 二十五年法律第二百二十六号)そ
 の他の法律において準用する場合
 を含む)の適用については、日本
 国とアメリカ合衆国との間の安全
 保障条約第三條に基く行政協定の
 実施に伴う国稅犯則取締法等の臨
 時特例に關する法律(昭和二十七
 年法律第百一十三号)の規定を準用
 する。

(たばこ専売法等の特例)

第六条 国際連合の軍隊、その構成
 員、軍属若しくはこれらの者の家
 族又は軍人用販売機関等に対する
 たばこ専売法又は煙草専売法の適用
 については、日本国とアメリカ合
 衆国との間の安全保障条約第三條
 に基く行政協定の実施に伴うたば
 こ専売法等の臨時特例に關する法
 律(昭和二十七年法律第百一十四号)
 の規定を準用する。

附則

1 この法律は、日本国における国
 際連合の軍隊の地位に關する協定
 の最初の効力発生の日から施行
 し、同協定第二十一條4(署名国
 についての適用期日)及び第二十
 二條4(加入国についての適用期

日)においてそ及されないこととさ
 れる場合を除き、同協定の最初の
 署名の日又はその日の後六箇月以
 内に同協定の当事者となる国につ
 いては、昭和二十七年四月二十八
 日(入場税及び繊維品消費税に係
 る部分については、それぞれ入場税
 法又はしやし、繊維品の課税に關す
 る法律の施行の日)から適用する。

2 関税法(昭和二十九年法律第六
 十一号)の施行の日の前日までに
 おけるこの法律の適用について
 は、第一條中「関税法(昭和二十九
 年法律第六十一号)」とあるのは
 「関税法(明治三十二年法律第六
 十一号)」と、第五條中「順税法」と
 あるのは「順税法、保税倉庫法、明
 治三十年法律第十五号)」とす
 る。

「審査報告書は都合により附録に
 掲載」

日本国とアメリカ合衆国との間の
 二重課税の回避及び脱税の防止の
 ための条約の実施に伴う所得税法
 の特例等に關する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれ
 を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
 する。
 昭和二十九年四月二十七日
 衆議院議長 堤 康次郎
 参議院議長 河井彌八郎

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(題旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米所得税条約」という。)及び遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米相続税条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の特例その他必要な事項を定めるものとす。

(利子所得等に対する所得税率の特例)

第二条 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)の居住者又は合衆国の法人であるもの(同法の施行地に恒久的施設を有する者を除く。)が支払を受ける日米所得税条約第六条又は第七条に規定する利子又は使用料その他の料金を同法の施行地にその源泉があるものに対する同法第十七条、第十八条又は第四十一条の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。但し、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二条の二、第二条の三、第三条及び第三条の二の規定の適用を妨げない。

2 前項において「恒久的施設」とは、日米所得税条約第二条第一項(C)に規定する恒久的施設をいう。(未成年者控除の特例)

第三条 相続(被相続人からの遺産及び扶養義務者からの包括遺贈を含む。以下同じ。)に因り相続税法の施行地にある財産を取得した者がその取得の時に同法の施行地に住所を有せず、且つ、十八歳未満の者である場合において、当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。)が死亡の時に合衆国の国籍を有し、又は合衆国に住所を有していたときは、当該財産を取得した者を同法第十六条第一項の規定に該当する者とみなして、同条の規定を適用する。但し、同項の規定により控除すべき金額は、二万円に当該財産(当該相続に因り合衆国によつて日米相続税条約第一条に規定する租税を課されるものに限る。)の価額のその者が当該相続に因り取得した財産の価額の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に同項に規定する年数を乗じて算出した金額を限度とする。

第四条 政府は、日米所得税条約第一条又は日米相続税条約第一条に規定する合衆国の租税につき、合衆国政府から日米所得税条約第七條第二項又は日米相続税条約第六條第二項の規定による徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例により、これを徴収する。この場合における当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ、国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第五条 前三条に定めるものを除く外、日米所得税条約又は日米相続税条約の実施に関し必要な事項(この法律の規定の適用につき必要な事項を含む。)は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律中、所得税又は日米所得税条約に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日から、相続税又は日米相続税条約に係る部分は、日米相続税条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条中、所得税法第十七条又は第十八条の規定に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき利子又は使用料その他の料金を(日米所得税条約の効力発

生の日までに支払を受けたものを含む。)について、同法第四十一条の規定に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき利子又は使用料その他の料金を日米所得税条約の効力発生の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第三条の規定は、日米相続税条約の効力発生の日以後に相続に因り取得した財産に係る相続税について適用する。

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今上程せられました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、公認会計士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、公認会計士試験の第三次試験及び特別公認会計士試験の実施状況から考え、又公認会計士試験制度の確立を図るために、この際公認会計士となるには、何人も第三次試験に合格しなければならぬという原則を確立する一方、特別公認会計士試験制度が本年七月三十一日で廃止されますので、暫定措置として、特別公認会計士試験の受験資格者に対し、第三次試験を受けるため必要な専門的学識を有するかどうかを判定するための検定を行うこととし、これに合格した者は、三年間

の実務補習等の期間の経過を要しないで直ちに第三次試験を受けることができることとするものであります。

本案の審議に当りまして熱心な質疑が行われましたが、その主なものについて申し上げますと、「現在同直の手によつて幾多の汚職事件が摘発されているが、公認会計士が会社の財務監査を行なつても、事件の摘発ができないものは誠に頼りないものではないか」との質疑に対し、「今日の段階では、公認会計士は、会社の経理が会計原則に従つて行われているかどうかを監査し、これを指導するのを主眼とするものであるから、将来監査の範囲が拡大され、簿外監査も行えるようにになればともかく、現状では事件の摘発はなか／＼困難である」との答弁があり、「公認会計士が、強制監査の会社から報酬を受けて財務監査を行なつていては、厳正な立場で職務の遂行が困難と考えられるから、強制監査を受ける会社が、それ／＼費用を分担して一つの団体を作り、公認会計士はその団体から報酬を受けるというような方法を考へてはどうか」との質疑に対し、「お話のようなことも研究し、更に又、公認会計士に監査会社を創設する、いわゆる官選の方法なども研究してみたいが、このような厳重な制度をとることは時期尚早と考へる」との答弁があ

質疑を終了し、討論に入りましたところ、菊川委員より、「昭和三十一年七月三十一日までに商学に属する科目に關する研究により博士の学位を授与された者、及び計理士等で在職十四年以上になつた者に對し、検定を免除し、又、検定の合格者を定める場合に、檢定科目の成績によるほか、必要に応じ在職年数を斟酌して定めることがでさること」とする修正案及び「第三次試験の試験問題は、試験の本旨を達成すれば足りるので、徒らに奇異に陥らざるよう配慮すると共に、公認会計士審査会が公認会計士のギルド化を図るととの非難を払拭するため、委員の人選についても、この際、検討し、改正法の

次に、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い、日本国にある国際連合の軍隊、軍人、軍属又はその家族等について、所得税、国内消費税、関税等の課税に関する特例を設けるほか、国税の犯則取締並びにたばこ及び塩の専売に関して特例を設け、この協定の円滑なる運営を図ろうとするものであります。

次に、本案の内容について申し上げます。

第一点は、国際連合の軍隊、軍人、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等又は同軍隊の公認調達機関に対する所得税法、相続税法、通行税法、印紙税法、物品税法、揮発油税法、しやし織雑品の課税に関する法律又は入場税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障

第二点は、国際連合の軍隊、軍人若しくはこれらの者の家族又は軍人用販賣機關等の輸入にかかる物品又は国際連合の軍隊により運航されている船舶若しくは航空機につきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、関税、トン税及び国内消費税を免除することとしたそうとするものであります。

第三点は、國際連合の軍隊が使用している施設内において、又はその軍人、軍属等の身体若しくは財産及び國際連合の軍隊の財産について、国税犯則取締法等の規定によつて、臨検、捜索又は差押えを行う場合には、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に關する

法律の規定を準用して、國際連合の軍隊の權限ある者の承認を受けるか又はその者に囑託して行ふことといふやうとするものであります。

第四点は、國際連合の軍隊、軍人、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販賣機關等による製造たばこ又は塩の輸入等につきましては、日本国と

委員会の審議における質疑応答の詳細は速記録に譲ることを御了承願ひたいと存じます。質疑を終り、討論に入りましたところ、菊川委員より、「日本国にとつて何ら益することのない国連軍の軍隊等に対して所得税法等の特例の設けて優遇策を図る必要は認められないこと、今日までかような特例の取扱が事実上行われて来たことは、政府みずから日本の自主権を放棄したることとなり、又今回初めて本法律を制

定することは、吉田内閣の手落ちと言わざるを得ない等の理由により強く応対するとの意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に、日本國とアメリカ合衆國との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の實施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

ます。

本案は、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約及び遺産、相続及び贈与に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を実施するため、これら

以下、本案の内容について申し上げますと、

第一点は、利子所得等に対する所得税の特例を定めようとするものであります。まして、アメリカ合衆国の居住者又は法人が支払を受ける源泉利子又は工業所有権等の使用料に対する税率は、我が国に恒久的施設を有しない場合には、これを一五％としたそうとするものであります。なお、現在、租税特別措置法により特定の場合には一〇％又は五％の税率が課せられることとなつておりますので、この軽減税率はそのまま適用されることといたしております。

第二点は、相続税について未成年者控除の特例を定めようとするものである。つまり、アメリカ合衆国の国籍を有し、又は同国に住所を有していた被相続人から、相続により財産を取得した相続人に対する相続税については、その相続人が我が国に住所を有しない場合においても、未成年者控除を適用することとしたし、その控除の金額は、我が国に住所を有する場合に認められる控除額に、我が国における課税財産の、その者が相続により取得した総財産に対する割合を乗じて計算した金額

によることとしたそうとするものである。

第三点は、アメリカ合衆国の租税の徴収について必要な事項を定めようとするものでありまして、租税条約によつて認められる軽減等の特典がこれを受ける権利のない者によつて享有されないために、日米両国は相互に相手国の所得税等を徴収し得ることとなつておりますので、我が国における米国の租税の徴収は、アメリカ合衆国政府からの願託を受け、国税徴収の例によつて行うこととする等、所要の規定を設けるほか、これらの租税条約の実施に關して必要な手続その他の事項は、大蔵省令でこれを定めることとしたそうとするものであります。

本案の審議の詳細につきましては、速記録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論に入りましたところ、小林委員より、「本案には賛成するが、戦前発行された免税約款付外貨債の利子については、国際信義の見地等から、この際所得税を課さない旨の法律上の規定を設けることが適當と思われるので、本法附則において、租税特別措置法の一部を改正する条項を設けるべきである」旨の修正意見が述べられ、採決の結果、小林委員提出の修正案及び修正部分を除く原案は、それぞれ多数を以て可決せられ、本案を修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ず、公認会計士法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長の報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第八、へき地教育振興法案

日程第九、文化財保護法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員長川村松助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

へき地教育振興法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十九年四月三十日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

(小字及びは衆議院修正)

へき地教育振興法案
へき地教育振興法
(目的)
第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんが

み、国及び地方公共団体が、へき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつて、へき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「へき地学校」とは、交通阻礙で自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう。

(市町村の任務)
第三条 市町村は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に応じ、左に掲げる事務を行う。

一 へき地学校の教材、教員等の整備、へき地学校に勤務する教員の研修その他、へき地における教育の内容を充実するため必要な措置を講ずること。

二 へき地学校に勤務する教員及び職員のための住宅の建築、あつ、旋その他の福利厚生のため必要な措置を講ずること。

三 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を、へき地学校に設けること。

四 市町村は、前項に掲げる事務を行うほか、へき地学校における教員及び職員並びに児童及び生徒の健康管理の適正な実施を図り、児

童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(都道府県の任務)
第四条 都道府県は、へき地における教育の特殊事情に適した学習指導、教材、教具等について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備し、前条に規定する市町村の任務の遂行について、市町村に対し、適切な指導、助言又は援助を行い、並びに、へき地学校に勤務する教員の研修について教員に十分な機会を与えるよう努めなければならない。

2 都道府県は、必要に応じ、へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けなければならない。

3 都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員に対する特殊勤務手当の支給について、特別の考慮を払わなければならない。

4 都道府県は、市町村の行う、へき地学校に勤務する教員及び職員の定員決定について特別の考慮を払い、並びにこれらの者の採用について必要な指導、助言及びあつ、旋をしなければならない。

(文部大臣の任務)
第五条 文部大臣は、へき地における教育について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備し、並びに前二条に規定する地方公共団体の任務の遂行について、地方公共団体に対し、適切な指導、助言を行わなければならない。

- 十三 無形の民俗資料のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十四 委員会による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十五 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- 十六 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
- 十七 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 十八 委員会による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 十九 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
- 二十 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 二十一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合は、史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
- 二十二 重要文化財の現状変更若しくは史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又はその許可の取消の権限の都道府県の教育委員会への委任

第二十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 委員会は、前項各号に掲げる事項の外、文化財の保存又は活用に関する専門的又は技術的事項で重要と認めるものについては、文化財専門審議会に諮問するものとする。

第二十三条の見出しを「国立文化財研究所」に改め、同条第一項中「文化財研究所」を「国立文化財研究所」に、「有形文化財及び無形文化財」を「文化財」に改め、同条第二項の表以外の部分中「文化財研究所」を「国立文化財研究所」に、同項の表中「東京文化財研究所」を「東京国立文化財研究所」に、「奈良文化財研究所」を「奈良国立文化財研究所」に改め、同条第三項及び第四項中「文化財研究所」を「国立文化財研究所」に改める。

第二十五条中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)」を「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)」及びその特例に關して規定する法律」に改める。

第二十八条の見出し中「告示」を「告示、通知」に改め、同条第一項を次のように改める。

前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

第二十八条第三項中「第一項」を「第三項」に、「指定書を受け」を「指定書の交付を受け」に、「二十日」を「三十日」に改め、同条第二項及び第三項を、それぞれ同条第四項及び第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条の規定による指定をしたときは、委員会は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

第二十九条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

第二十九条第三項中「前項」を「第二項」に、「二十日」を「三十日」に改め、同項及び同条第四項を、それぞれ同条第四項及び第五項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。

第三十一条第二項中「以下」を「以下この節及び第六章において」に改

め、同条第四項中「前二項の規定による」を削り、「第一項」を「前条及び第一項」に改める。

第三十二条第二項中「前条の規定による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

第三十二条第三項中「前条の規定による」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のために必要な管理(当該重要文化財の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及

び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第六章において「管理団体」という)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

第三十三条の見出しを「滅失、き損

昭和二十九年五月二十一日 参議院會議録第四十九号 (き) 地教育振興法案外一件

一〇六八

等)に改め、同条中「重要文化財が滅失し、又はき損したときは、所有者第三十一条の規定により管理責任者を定めてある場合は、その者」を「重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)に改める。

第三十四条中「第三十一条の規定により管理責任者を定めてある」を「管理責任者又は管理団体がある」に改める。

第三章第一節第三款中第三十五条の前に次の二条を加える。

(修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。
第三十五条第一項中「所有者」を「所有者又は管理団体」に改める。
第三十六条第一項中「又はき損す

る」を「き損し、又は盗み取られる」に、「又は第三十一条の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に改める。

第三十七条第一項及び第二項中「第三十一条の規定による管理責任者」を「管理団体」に改める。

第三十八条の見出し中「政府による」を「委員会による国宝の」に改め、同条第一項中「滅失若しくはき損」を「滅失、き損若しくは盗難」に、「又は第三十一条の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に、「若しくはき損する」を「き損し、若しくは盗み取られる」に改め、同条第二項中「又は第三十一条の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に、「若しくはき損する」を「き損し、若しくは盗み取られる」に改め、同条第二項中「又は第三十一条の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に、「交付しなければならぬ」を「交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならぬ」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。
3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。
第四十条第二項中「所有者」を「所有者(管理団体がある場合は、その者)」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体

がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

第四十二条第一項中「若しくはき損」を「き損若しくは盗難」に改め、同条第五項の各号列記以外の部分中「相続税額」を「相続税額又は贈与税額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

第四十二条第五項第二号中「の課税価格」を「又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格」に、「場合の相続税額」を「場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額」に改め、同条第七項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同号」を「同法第九条第八号」に改める。

第四十三条第二項中「前項」を「第一項に改め、同条第三項中」を「停止し」を「の停止を命じ」に改め、同条第二項及び第三項を、それぞれ同条第三項及び第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。
第四十三条の次に次の一条を加える。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、委員会規則の定めるところにより、委

員会にその旨を届け出なければならぬ。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他委員会規則の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る重要文化財の修理に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

第四十七条第一項及び第二項中「所有者」を「所有者(管理団体がある場合は、その者)」に、「管理」を「管理(管理団体がある場合を除く。)」に改め、同条第三項中「第三十九条」を「第三十九条第一項及び第二項」に改め、同条第四項中「又は第三十一条の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に改める。
第三章第一節第四款中第四十八条の前に次の一条を加える。

(公開)

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行い公開の用に供することを妨げるものではない。
3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合に、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

第四十八条の見出しを「委員会による公開」に改め、同条第一項、第二項及び第五項中「所有者」を「所有者(管理団体がある場合は、その者)」に、「国の」を「委員会の」に改め、同条第四項中「所有者」を「所有者又は管理団体」に改める。

第五十条第二項中「所有者」を「所有者又は管理団体」に改める。

第五十一条の見出し中「所有者」を「所有者等」に改め、同条第一項及び第二項中「所有者等」を「所有者又は管理団体」に改め、同条第四項中「所有者」に對し、公開及び公開を「所有者又は管理団体」に對し、前三項の規定による公開及び当該公開に改め、同条第五項中「又は第三十一条の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に改め、同条第六項中「第一項から第四項まで」を「第二項及び第三項」に改め、同条第七項中「第一項から第三項まで」を「前項」に、

「所有者から、その所有に」を「所有者又は管理団体から、その所有又は管理に」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第五十一条の二 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四条の規定による届出があつた場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

第五十二条第一項中「前条」を「第五十一条」に、「又は第三十一条の規

定による管理責任者」を、「管理責任者又は管理団体」に改める。

第五十三条の見出し中「所有者」を「所有者等」に改め、同条第一項中「所有者」を「所有者及び管理団体」に改め、同条第二項中「公衆の観覧に供する場合における」を「許可に係る公開及び当該公開に係る」に改め、同条第三項中「を停止し」を「の停止を命じ」に改める。

第五十四条中「又は第三十一条の規定による管理責任者」を、「管理責任者又は管理団体」に改める。

第五十五条第一項第三号中「又は、損する」とを「損し、又は盗み取られる」に改める。

第五十六条の見出し中「所有者変更」を「所有者変更等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もっぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第三章第二節中「第一款 埋蔵文化財」を削り、同節の節名の次に次の一条及び二章を加える。

(技術的指導)

第五十六条の二 重要文化財以外の有形文化財の所有者は、委員会規則の定めるところにより、委員会に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第三章の二 無形文化財

(重要無形文化財の指定等)

第五十六条の三 委員会は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をするに当つては、当該重要無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者として認定しようとする者に通知してする。

4 委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第三項の規定を準用する。

(重要無形文化財の指定等の解除)

第五十六条の四 重要無形文化財が重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、重要無形文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、保持者の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除

又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者に通知してする。

4 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第五十六条の五 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日(保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた日)から十日以内に委員会に届け出なければならない。

(重要無形文化財の保存)

第五十六条の六 委員会は、重要無形文化財の保存のため必要があるとき、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行い、又は保持者若しくは地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(重要無形文化財の公開)

第五十六条の七 委員会は、重要無形文化財の保持者に対し重要無形文化財の公開を、重要無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形文化財の保持者又は重要無形文化財の記録の所有者から、重要無形文化財又は重要無形文化財の記録を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた場合には、第五十一条第七項の規定を準用する。

3 前項の規定により公開したこと起因して当該重要無形文化財の記録が滅失し、又は損した場合には、第五十二条の規定を準用する。

(重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第五十六条の八 委員会は、重要無形文化財の保持者又は地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等)

第五十六条の九 委員会は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、若しくは公開し、又は適当な者に対し、当該無形文化財の公開若しくはその記録の作成、保存若しくは

は公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三章の三 民俗資料

(重要民俗資料の指定)

第五十六条の十 委員会は、有形の民俗資料のうち特に重要なものを重要民俗資料に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第二十八条第一項から第四項までの規定を準用する。

(重要民俗資料の指定の解除)

第五十六条の十一 重要民俗資料が重要民俗資料としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、重要民俗資料の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、第二十九条第二項から第四項までの規定を準用する。

(重要民俗資料の管理)

第五十六条の十二 重要民俗資料の管理には、第三十条から第三十四条までの規定を準用する。

(重要民俗資料の保護)

第五十六条の十三 重要民俗資料の現状を変更し、又はそれを輸出しようとする者は、現状を変更し、又は輸出しようとする日の二十日前までに、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。但し、委員会

規則の定める場合は、この限りでない。

2 重要民俗資料の保護上必要があるとき、委員会、前項の届出に係る重要民俗資料の現状変更又は輸出に關し必要な事項を指示することができる。

第五十六條の十四 重要民俗資料の保護には、第三十四條の二から第三十六條まで、第三十七條第二項から第四項まで、第四十二條、第四十六條及び第四十七條の規定を準用する。

(重要民俗資料の公開)

第五十六條の十五 重要民俗資料の所有者及び管理団体(第五十六條の十二で準用する第三十二條の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第六章において同じ。)以外の者がその主権する展覧会その他の催しにおいて重要民俗資料を公衆の観覧に供しようとするときは、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に係る公開には、第五十一條第四項及び第五項の規定を準用する。

第五十六條の十六 重要民俗資料の公開には、第四十七條の二から第五十二條までの規定を準用する。

(重要民俗資料の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六條の十七 重要民俗資料の保存のための調査には、第五十四條の規定を、重要民俗資料の所有者が変更し、又は重要民俗資料の管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第五十六條の規定を準用する。

(無形の民俗資料の記録の作成等)

第五十六條の十八 無形の民俗資料には、第五十六條の九の規定を準用する。

第五十七條の前に次の章名を加える。

第四章 埋蔵文化財

第五十七條第一項を次のように改める。

土地を発掘して埋蔵物である文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について調査しようとする者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに委員会に届け出なければならない。但し、委員会規則の定める場合は、この限りでない。

第五十七條第二項中「埋蔵文化財の発掘」を「発掘」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十七條の二 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている

土地を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があるとき、委員会は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し必要な事項を指示することができる。

第五十八條の見出しを(委員会による発掘の施行)に改め、同条第一項を次のように改める。

委員会は、埋蔵文化財について調査する必要があるとき、自ら埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

第五十九條第一項中「発見したときは、委員会は、当該文化財をその所有者に返還する場合を除いて」を「発見した場合において、委員会は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは」に改める。

第六十四條第一項中「第六十一條第二項に規定する」を「前条第一項の規定により国庫に帰属した」に改め、同条第三項中「発見された」を「前条第一項の規定により国庫に帰属した」に、「埋蔵文化財」を「文化財」に改める。

第六十六條の前の款名を削り、同条から第六十八條までを次のように改める。

第六十六條から第六十八條まで 削除
第六十九條第一項を次のように改める。

委員会は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

第六十九條第二項中「前項の」を「前項の規定により指定された」に、「特別史跡名勝天然記念物」を「特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基く占有者に通知してする。

第六十九條に次の二項を加える。

4 前項の規定により通知すべき相手方が若しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、委員会は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基く占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

第七十條第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第七十條の次に次の一条を加える。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第七十條の二 委員会又は都道府県の教育委員会は、第六十九條第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行つたに当つては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第七十一條第二項中「前条を」第七十條第一項に、「指定があつたとき」を「指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同条同項の規定による指定がなかつたとき」に改め、同条第三項中「前条を」第七十條第一項に改め、同条第四項中「第六十九條第三項」を「第六十

九条第三項から第五項まで」に改める。

第七十一条の次に次の二条を加える。

(管理団体による管理及び復旧)

第七十一条の二 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第七十二条第二項の規定により選任された管理の責に任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第六十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第七十一条の三 前条第一項に規定

する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第六十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第七十二条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第七十一条の二 第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第六章において「管理団体」という。)は、委員会規則の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しなければならない。

第七十二条第二項中「指定(仮指定を含む。以下同じ。)されたもの」を削り、「前項に規定する管理及び管理」を「管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

第七十二条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第七十三条第一項中「前条の規定により地方公共団体その他の団体が行う史跡名勝天然記念物の管理」を「管理団体が行う管理又は復旧」に、「地方公共団体その他の団体は」を「管理団体は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を準用する。

第七十六条第一項中「又は喪失する」を「喪失し、又は盗み取られる」に、「管理団体」を「管理団体、所有者又は管理責任者」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中「管理団体」を「管理団体又は所有者」に改める。

第七十八条の見出し中「政府による」を「委員会による特別史跡名勝天然記念物の」に改め、同条第一項中「き損、若しくは喪失」を「き損、喪失若しくは盗難」に、「管理団体」を「管理団体、所有者又は管理責任者」に、「若しくは喪失する」を「喪失し、若しくは盗み取られる」に改める。

第七十九条中「若しくは喪失」を、「喪失若しくは盗難」に、「第七十四条第三項」を「第七十三条の二及び第七十五条」に、「第七十八条」を「前条」に改める。

第八十条の見出し中「制限を制限及び原状回復の命令」に改め、同条第一項中「その維持の措置をする場合」を「現状変更については維持の措置をする場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合に改め、同条第二項中「前項の」を「第一項の規定による」に、「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

第八十条に次の二項を加える。

4 委員会又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の第一

(国に関する特例)

第八十六条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

第八十七条の見出しを削り、同条第一項中「又は史跡名勝天然記念物に指定されたもの」を「重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物」に改める。

第八十七条の二中「重要文化財を」「重要文化財、重要民俗資料」に改める。

第八十八条第一項中「有形文化財」を「有形文化財又は民俗資料」に、「国宝又は重要文化財」を「国宝若しくは重要文化財又は重要民俗資料」に、「第二十八条第一項」を「第二十八条第一項又は第三項(第五十六条の十第二項で準用する場合を含む。)」に、「交付すべき指定書を」「対し行うべき通知又は持定書の交付」に、「交付する」を「対し行う」に改め、同条第二項中「国宝又は重要文化財を」「国宝若しくは重要文化財又は重要民俗資料」に、「第二十九条第二項又は第四項」を「第二十九条第二項(第五十六条の十一第二項で準用する場合を含む。又は第五項)」に改め、同条第三項中「又はその指定を」「若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定に、」「又は解除を」「若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除」に改める。

第八十九条中「重要文化財」を「重要文化財、重要民俗資料」に改め、「に指定されたもの」を削る。

第九十条第一項第一号中「又は史跡名勝天然記念物に指定されたもの」を「重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物」に改め、同項第二号中「重要文化財を」「重要文化財、重要民俗資料」に改め、同項第三号中「重要文化財」を「重要文化財、重要民俗資料」に、「が滅失し、き損し、又は滅失した」を「の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは喪失し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られた」に改め、同項第四号中「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に、「変更した」を「変更しようとする」に改め、同項第五号中「古墳、旧跡その他の」を「貝塚、住居跡、古墳その他」に改め、同項を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき(次条第一項第一号の規定により委員会の同意を求めなければならない場合その他委員会規則の定める場合を除く。)

六 所管に属する重要民俗資料の現状を変更し、又はこれを輸出しようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

第九十条第二項中「及び同項を準用する」を、並びに同項を準用する第五十六条の十二及び「第三十四条を、第三十四条及び同条を準用する第五十六条の十二」に、「第八十四条」を「第四十三条の二第一項及び第八十条の二第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第五十六の十三第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知は、第七十二条第二項の規定を、前項第八号の場合に係る通知には、第八十四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 委員会は、第一項第五号、第六号又は第八号の通知に係る事項に關し必要な勧告をすることができ。

第九十一条第一項第一号中「(その維持の措置をする場合を除く。)」を削り、同項第三号中「又は史跡名勝天然記念物に指定されたもの」を「重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号又は第二項」に改め、同条第三項中「関係各省各庁の長」を「関係各省各庁の長その他の国の機関」に改め、同条第二項及び第三項を、それぞれ同条第四項及び第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、委員会の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項但書及び同条第二項並びに第八十条第一項但書及び同条第二項の規定を準用する。

第九十二条第一項第一号中「重要文化財」を「重要文化財、重要民俗資料」に改め、同項第二号中「又は史跡名勝天然記念物に指定されたもの」を「重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物」に、「若しくは喪失」を「喪失若しくは盗難」に改め、同項第四号中「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に改め、同条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。

第九十三条の各号列記以外の部分中「に指定されたもの」を削り、「若しくは喪失」を「喪失若しくは盗難」に改め、同条第二号中「若しくは喪失する」を「喪失し、若しくは盗み取られる」に改める。

第九十四条中「重要文化財」を「重要文化財、重要民俗資料」に、「又は調査を、又は、重要民俗資料に係る場合を除き、調査」に改める。

第九十五条を次のように改める。

第九十五条 委員会は、国の所有に属する重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存の

ため必要な管理(当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、文部大臣を通じて当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要民俗資料の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第七十二条第一項及び第三項、第七十六条並びに第八十二条の規定を準用する。

第九十五条の次に次の二条を加える。

条」を「第四十六條(第五十六條の十四で準用する場合を含む。)」に、「同条第三項」を「同条第三項(第五十六條の十四で準用する場合を含む。)」に、「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に、「同条第一項」を「同条第一項(第五十六條の十四で準用する場合を含む。)」に、「同項但書」を「同項但書(第五十六條の十四で準用する場合を含む。)」に改め、同条第四号中「都道府県」を「その権限の委任を受けた都道府県」に改め、同条第五号中「第七十八條の規定による」を「第七十八條第二項又は第九十一條第二項で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、」に、「若しくは喪失」を「喪失若しくは盗難」に改める。

第百十一條第一号中「第二十八條第三項、第二十九條第三項又は第五十六條第二項」を「第二十八條第五項、第二十九條第四項(第五十六條の十一第二項で準用する場合を含む。又は第五十六條第二項(第五十六條の十七で準用する場合を含む。))に、「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に改め、同条第二号中「第七十四條第三項」を「第五十六條の十二及び第七十四條第二項」に、「第三十二條(第七十五條を「第三十二條(第五十六條の十二及び第七十五條に、「第三十三條(第七十五條を「第三十三條(第五十六條の十二、第七十五條及び第九十五條

第五項」に、「第三十四條」を「第三十四條(第五十六條の十二及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。)、第四十三條の二第一項、第五十六條の五、第五十六條の十三第一項、第五十六條の十五第一項」に、「又は第八十四條」を「第七十二條第二項(第九十五條第五項で準用する場合を含む。)、第八十條の二第一項又は第八十四條第一項」に改め、同条第三号中「第四十八條第二項から第四項まで、第五十一條第二項及び第三項若しくは第六十八條第一項及び第二項」を「第四十八條第四項(第五十一條第三項(第五十六條の十六で準用する場合を含む。及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。))に、「同条第七項並びに第六十八條第二項及び第三項」を「同条第七項(第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。)、第五十一條の二(第五十六條の十六で準用する場合を含む。及び第五十六條の十五第二項)に、「都道府県」を「その権限の委任を受けた都道府県」に改め、同条第四号中「第五十四條」を「第五十四條(第五十六條の十七及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。))に、「第八十二條」を「第八十二條(第九十五條第五項で準用する場合を含む。)」に改め、同条第五号中「都道府県」を「その権限の委任を受けた都道府県」に改め、「埋蔵文化財」を削り、同条第六号中「埋蔵文化財」を削り、同条第七

号を削り、同条第三号から第六号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十二條の二第五項(第三十四條の三第二項(第五十六條の十四で準用する場合を含む。))及び第五十六條の十二で準用する場合を含む。又は第七十二條第四項の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十二條を次のように改める。

第百十二條 削除

第百十五條第七項を削り、同条第八項及び第九項を、それぞれ同条第七項及び第八項とする。

第百二十四條第二項中「東京文化財研究所」を「東京国立文化財研究所」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした史跡名勝天然記念物の仮指定は、この法律による改正後の文化財保護法(以下「新法」といふ。))第七十一條第二項の規定にかかわらず、新法第六十九條第一項の規定による指定があつた場合の外、この法律の施行の日から三年以内に同条同項の規定による指定がなかつたときは、その効力を失ふ。

3 この法律の施行前六月以内にこの法律による改正前の文化財保護法第四十三條第一項若しくは第八十條第一項の規定によつてした現状変更等の許可若しくは不許可の処分又は同法第四十五條第一項若しくは第八十一條第一項の規定によつてした制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われたものに不服のある者は、この法律の施行の日から三十日以内に委員会に対して異議の申立をすることができ、この場合には、第八十五條の二第二項及び第三項並びに第八十五條の三から第八十五條の九までの規定を準用する。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令(昭和二十八年政令第二百八十九号)は、廃止する。

6 旧史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令第一條第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体及び同令附則第二項の規定により同令第一條第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体とみなされたもので法人であるものは、新法第七十一條の二第一項又は第九十五條第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の法人とみなす。

7 前項に規定する団体で法人でないものには、新法第七十一條の二、第九十五條又は第九十五條の三の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、新法第七十一條の二第一項、第九十五條第一項又は第九十五條の三第一項に規定する管理及び復旧を行わせることができる。この場合には、新法中第七十一條の二第一項又は第九十五條第一項の規定による指定を受けた法人に関する規定を準用する。

8 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「第十三條」を「第十四條」に、「文化財研究所」を「国立文化財研究所」に改める。

9 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三号中「第二十七條」を「第二十七條又は第五十六條の十第一項」に、「第六十九條又は第七十條」を「第六十九條第一項若しくは第二項又は第七十條第一項」に改める。

10 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「重要文化財」を「重要文化財、重要民俗資料」に改める。

昭和二十九年五月二十一日 参議院會議録第四十九号 へき地教育振興法案外一件

11 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第八号中「文化財保護法」を「文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)」に、「重要文化財」を「重要文化財、重要民俗資料」に改める。

〔川村松助君登壇、拍手〕

○川村松助君 只今議題となりました二法案につきまして、文部委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

先ず、へき地教育振興法案につきまして申し上げます。

本法案は、政府提出にかかるものでありますが、衆議院において修正議決となつたものであります。本法案は、憲法に規定されております教育の機会均等の趣旨に鑑みまして、今日、甚だしくその發展を阻害されております僻地における教育を振興せんとするものであります。ここに僻地と申しますのは、山間地、離島その他これと似通つた条件を備へた地域であつて、交通困難で自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない所であります。この僻地におきましては、一般に小規模の学校が多く、教育の施設、設備は不十分であり、而も教職員を確保することも容易でなく、その上これらの悪条件に因るためには、学習指導方法についても、更に工夫と改善を考えなければなら

ない点が多いのでありまして、誠に憂うべき状態にあるのであります。かかる実情に對しまして、本法案は、次のような対策を講じているのであります。

先ず市町村につきましては、市町村は、教育内容の充実、教員住宅の建設、学校教育及び社会教育の用に供するための教育施設の設置、健康管理の適正な実施、通学の便の提供等のために必要な措置を講ずることとしたしております。次に、都道府県は、教育内容の充実のため必要な調査研究等を行い、必要に応じて教員養成施設を設け、教職員の定員の決定並びに特殊勤務手当について、特別の考慮を払い、又教職員の採用その他についても、必要な指導、助言、斡旋を行うことを規定しております。最後に、国の任務としましては、僻地における教育について、必要な調査研究を行い、地方公共団体が教員住宅を建築したとき、学校教育及び社会教育の用に供する教育施設を設けたとき、並びに教員養成施設を設置したとき、それらの経費の一部を補助することとしております。以上が、本法案の内容の主なる点でございます。

質疑応答によつて明らかになりました主なる点について申し上げます。先ず第一に、「本年度予算によりましては、本法案に盛り込まれた内容を実施する上に極めて不十分ではないか」との疑念については、「本年度は先ず僻地教育振興の第一歩を踏み出すものである」旨の説明がありました。第二に、「離島振興法に定める規定が、本法案に規定する事項の実施の妨げにならない」ということであります。第三に、「本法案は、地方の教育行政を市町村或いは都道府県に對して規定し、直接教育行政を担当する教育委員会に對して規定してないため、両者の職務権限に混亂を起すことはないか」との点についてであります。が、「これらの規定は立法技術の問題であつて、教育委員会の権限は、教育委員会法の定めるところであるから、その區別は自明のことである」との説明がありました。第四に、「本法案による国の補助は、地方に對する一部補助に過ぎないから、地方財政の貧弱、劣悪な所は、補助対象とならないのではないか」という点については、「そのような疲弊市町村に對しては、別途の施策が考えられなければならない」とことが明らかとなりました。その他の質疑応答の詳細は速記録に譲ることいたします。

質疑を終り、討論に入りましたところ、相馬委員より、後に述べますような附帯決議を附して本案に賛成の意見が表明され、須藤委員よりは、本法案は半頭狗肉のであつて、その精神が間違つてゐるという趣旨の反対意見が述べられました。

討論を終り、採決に入りましたところ、委員会は衆議院送付案を多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお相馬委員提出の附帯決議も多数を以てこれを可決いたしました。附帯決議の内容は次の通りでございます。

一、政府はへき地における教育の実情を精確に調査把握すると共に、中央教育審議会等の適切な機関に諮問し、へき地教育に對する総合的恒久的振興策を樹立すること。

二、政府はへき地学校に勤務する教員及び職員の特種勤務手当の増額その他必要な優遇措置を可及的速かに実施し得るよう努力すること。

三、政府は教育効果の向上を図るために、へき地の小規模学校を本校に統合する際は、その本校施設について、これを国庫補助の対象とする途を開くように措置すること。

四、政府は、市町村がへき地における学校健康管理の適正な実施のための巡回診療並びに学校給食等を行うため事業を行うときは、必要な国庫補助をなし得るよう努力すること。

五、政府はへき地における教育の特殊事情並びにへき地学校の所在する地方公共団体の財政事情に鑑み、集會堂の建設のみならずへき地の事情に即応するように校舎、寄宿舎の施設、設備についても速かにその内容を整備するため特別な基準を設け、且つ国庫補助、起債等についても特別な措置を講ずること。

六、政府はへき地における学校が教育課程として実地見学を行う場合、児童、生徒の負担する費用についてその一部を国が負担し得るよう考慮すること。

以上を以て御報告いたします。

次に、文化財保護法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

先ず政府の本法案提案の理由といたしますところは、昭和二十五年に文化財保護法が制定せられて以来、三年有半を閲しましたが、この間における法運用の経験に徴しまして、その規定の整備を必要とする箇所の問題が出て参りましたので、ここに改正法律案を提出したということであり

而して本改正案の主要点について概略を申し上げますと、およそ次の五点でございます。第一は、重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたこととあります。この制度によります

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（河井菊八君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長松浦清一君。

昭和二十九年五月二十一日 参議院會議録第四十九号

議事日程変更の件 太平洋水域における原爆実験阻止等に関する請願(三件)外三十件 消費者米価を置くに關する請願(四件)外八十七件 一〇七八

〔松浦清一君登壇〕

○松浦清一君 只今議題となりました請願二十二件及び陳情二件につきましても、人事委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

先ず、公務員の地域給に関する請願二十件、陳情二件であります。これはそれ／＼の地域より、現行支給割合を引上げ又は新たに指定されたいとの要望でありまして、その理由としては大體次のごとき事情によるものであります。

即ち、他の地域とのアンバランスは正の問題といたしまして、隣接している市町村とのバランスの関係、同一経済圏、或いは経済依存の構成による関係等よりは正を要望するもの、観光地周辺都市として観光客の影響を物価面に及ぼしているとの実情によつて是正を要望しているもの、或いは又それ／＼の市町村独自の特殊事情による生計費の上昇等のために是正を要望されているものであります。

この地域給の制度につきましても、人事委員会におきまして、合理的解決を図るため、努力いたしている次第もあり、委員会においては、これらの願意はいずれもおおむね妥当なるものであり、政府をして十分に研究検討せしめ、今後の所要の措置をできる限り速かに講ぜしめる必要があるものと決定をいたしました。

次に、寒冷地石炭手当に関する請願二件であります。この請願は、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律等について改正を改め、その必要量並びに支給率を増加すると共に、薪炭手当を制度化し、寒冷地在勤公務員の実態に即する措置を講ぜられたいと要望するものであります。

人事委員会といたしましては、これらの願意は、いずれもおおむね妥当なるものと認め、これら請願、陳情を採択して議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) この際、日程の順序を変更して、日程第三十より第四十三までの請願及び日程第九より第一百二十五までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員会理事國伊能君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔國伊能君登壇、拍手〕

○國伊能君 只今議題となりました請願二十二件及び陳情二十四件につきましても、外務委員会におきまして審査の結果を御報告いたします。

先ず、太平洋水域における原爆実験阻止等に関する請願、陳情は、合せて十二件ありまして、いずれもビキニ環礁におきまして米国の原爆実験による、我がまぐろ漁船の被災に鑑みまして、原爆実験の阻止、損害の補償、国民不安の掃蕩等に関し適切な措置を講ぜられたいという趣旨のものであります。

次に、海外抑留同胞引揚促進等に関する請願、陳情は、おの／＼六件であります。ソ連、中共における残留同胞の引揚問題等に関しまして、今日なお幾多の問題が未解決のままに残っておりますのは誠に遺憾であります。抑留者、戦犯問題の完全なる解決、必要な予算措置、徹底的調査、留守家族の援護、中国紅十字会代表の招聘等の施策を実施せられたいとの趣旨であります。

次に、在日米軍及び国連軍関係につきましても、東京都代々木の米軍単独身兵舎建設の反対、東京都世田谷区用

賀田陸軍衛生材料廠跡の接収反対、北海道十勝郡大津村における米軍演習場の設置反対、京都府若狹海軍軍事基地化反対、広島県海田市町地区における米軍陸軍演習場の設置反対、鹿児島県鹿屋市における米軍演習場設置反対、大阪府立大学杉本町校舎の返還、東京都薬科大学女子学生に対する米軍人による事故の防止、山口県岩国市沖合姫小島周辺における国連軍の演習中止、国連軍協定に伴う施設の返還及び救済措置等に関する請願、陳情十五件であります。

これらは主として当該地域住民の生活を脅かし、漁業その他産業経済に甚大な影響を与え、又文教上、風紀上悪影響を及ぼすから、演習場の設置等に反対であり、又接収施設の返還、損害補償等の措置を講ぜられたいとの趣旨でございます。このほか日中貿易協定に関し、我が国産業経済発展のため同協定を速かに承認し、実施せられたいとの趣旨の請願、陳情三件。

移民政策に関しまして、近時南米移民の道が開かれましたが、移民政策を確立して、更に積極的に推進せられたいとの請願、陳情二件。一九五二年の国際労働總會において採択せられた社会保障の最低基準に関する条約に関しまして、我が国は、これを批准する道義的責任があり、社会保障制度の確立は、我が国当面の緊急問題であるから、速かに同条約の批准措置を講ぜられたいとの趣旨の請願一件。千島、小

等原、琉球の即時返還は、わが国当然の主張であるから、これを要求せられたいとの陳情一件がございます。

以上各件は、五月二十日の委員会におきまして審査いたしました結果、いずれもその願意を理由あるものと認め、これを議院の會議に付し、且つ、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 日程第四十四より第六十六までの請願及び日程第二百二十より第二百五までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長片柳眞吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔片柳眞吉君登壇、拍手〕

○片柳眞吉君 農林委員会に付託されました請願二百件、陳情六十七件につきましまして、このほど審査を完了いたしましたので、その経過並びに結果の概要を報告いたします。

右の請願及び陳情の趣旨は、極めて多種多様であります。これを大別いたしますと、家畜保健衛生所法廃止反対、装飾師免許制度廃止反対、公営競馬の民営移管反対等、畜産関係のものが最も多く、百十二件、農業施設復旧工事費の国庫補助の早期交付、地方農地事務局事業所職員の増員等、農地関係のもの四十件、木炭公營検査強化の立法措置、国有林払下等、林野関係のもの三十四件、玉糸を繭糸価格安定法中に包含する請願、繭繭資金、桑園の凍害対策に関する請願等、蚕糸に関するもの三十件、消費者米価の引上反対、生産者米価の引上、配給米増配等、食糧に関するもの二十八件、その他農業改良普及事業費国庫補助増額等、農業改良事業関係のもの十二件、農業共済制度の確立等、農林経済関係のもの八件、農林予算確保に関する陳情等、農林省関係予算に関するもの三件、合計二百六十七件であります。

委員会におきましては、これらの諸件につき、政府当局の意見をも徴し、慎重審議をいたしました結果、未だ結論に到達し得ないもの及び請願、陳情の目的を達成して議院の会議に付する

を要しないものを除いて、只今議題となりました請願百八件、陳情三十一件は、全会一致、議院の会議に付し、採択の上、内閣に送付し、政府を促して速かにこれが実現を期すべきものと決定いたしました。

右、御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、日本国有鉄道経営委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

四月二十一日、内閣総理大臣から、日本国有鉄道法第十二条第一項の規定により、阿部藤造君、工藤義男君、佐藤喜一郎君、佐々木義彦君を日本国有鉄道経営委員会委員に任命することについて本院の同意を得たいとの申出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本件は、同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、中央厚生保護審査会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

四月二十七日、内閣総理大臣から、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により、坂野千里君、金沢次郎君を中央更生保護審査会委員に任命することについて本院の同意を得たいとの申出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て、同意することに決しました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、会期延長の件
- 一、日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

一、日程第二 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

一、日程第三 外務省関係法律の整理に関する法律案

一、日程第四 地方財政法の一部を改正する法律案

一、日程第五 公認会計士法の一部を改正する法律案

一、日程第六 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

一、日程第七 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

一、日程第八 へき地教育振興法案

一、日程第九 文化財保護法の一部を改正する法律案

一、日程第十乃至第二十九の請願

一、日程第十七及び第十八の陳情

一、日程第三十乃至第四十三の請願

一、日程第九九乃至第二百二十五の陳情

一、日程第四十四乃至第六六の請願

一、日程第二百二十六乃至第二百五十の陳情

一、日本国有鉄道経営委員会委員の任命に関する件

一、中央更生保護審査会委員の任命に関する件

議長 河井 彌八郎
副議長 重宗 雄三君

出席者は左の通り。

議員	河野 謙三君	小林 武治君
	岸 良一君	北 勝太郎君
	加藤 正人君	片柳 眞吉君
	梶原 茂嘉君	上林 忠次君
	梶見 義男君	井野 碩哉君
	石黒 忠篤君	飯島連次郎君
	加賀山之雄君	赤木 正雄君
	山川 良一君	森 八三三君
	森田 義衛君	村上 義一君
	宮城タマヨ君	三木與吉郎君
	三浦 辰雄君	前田 穰君
	廣瀬 久忠君	早川 愷一君
	西田 隆男君	豊田 雅孝君
	土田国太郎君	田村 文吉君
	館 哲二君	竹下 豊次君
	高橋 道男君	高木 正夫君
	新谷寅三郎君	島村 軍次君
	白井 勇君	横川 信夫君
	青柳 秀夫君	高野 一夫君
	西川弥平治君	石井 桂君
	井上 清一君	関根 久藏君
	川口爲之助君	吉田 萬次君
	酒井 利雄君	佐藤清一郎君
	鈴木 亨弘君	森田 豊壽君
	谷口弥三郎君	長谷山行毅君
	田中 啓一君	大矢平次郎君

